

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人宮崎県森林林業協会（以下「協会」という。）定款第26条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当協会を主たる勤務場所として週5日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 会長及び常勤役員には、定例報酬を支給する。

2 役員には、役員賞与、退職手当を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 協会の会長の定例報酬月額が8万円以内、常勤役員の定例報酬月額は50万円以内とし、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(費用)

第6条 協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。

(公表)

第7条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成23年5月31日総会決議)

(平成23年9月12日臨時総会一部改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年5月30日総会一部改正)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年6月10日総会一部改正)